

WEBダウンロード版

許可番号 第07422004313号

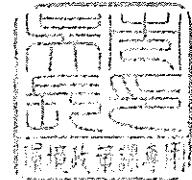
産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 J & T 環境 株式会社
代表取締役 長谷場 洋之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉 市 長 新 原 芳 明



許 可 の 年 月 日 令 和 5 年 3 月 27 日

許可の有効年月日 令 和 10 年 3 月 26 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(混練)

産業廃棄物の種類

燃え殻(判定基準に適合しないものを除く。)

汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)

ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
鉱さい

がれき類

ばいじん(判定基準に適合しないものを除く。)

(これらのうち、水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理
産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 混練施設

ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置

処理能力 燃え殻、汚泥及び鉱さい 196.8t/16時間、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及び
がれき類 163.2t/16時間、ばいじん 187.2t/16時間

イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置

処理能力 燃え殻及びばいじん 243.2t/16時間

(2) 保管施設

ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m³, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m³

イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m³, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m³

ウ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m³, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m³

エ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m³, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m³

オ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.0m³, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 48.7m³

カ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 72.6m³, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 120.5m³

キ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 32.7m³, 燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 63.0m³

ク 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 38.5m³, 燃え殻及びばいじん 450.0m³, 容器保管
ケ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 18.1m³, 燃え殻及びばいじん 225.0m³, 容器保管

3. 許可の条件 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月27日 新規許可

令和6年4月11日 変更届(代表者)

令和6年9月10日 変更届(保管施設)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

—有—・ 無